

令和 5 指定管理鳥獣捕獲等事業（指定管理鳥獣の捕獲）の実施状況について

(1) 事業概要

環境大臣の定めた指定管理鳥獣（シカ、イノシシ）の生息状況等を勘案し、奥山地域等において県が事業主体となって捕獲を実施する。

令和 5 年度は、屋久島町のほか、薩摩川内市、霧島市、湧水町において事業を実施。

(2) 屋久島町における事業内容

- ①. 契約の相手方：(株) 九州自然環境研究所
- ②. 契 約 日：令和 5 年 10 月 25 日
- ③. 実 施 区 域：湯泊林道地区（令和 5 年度から実施）
（捕獲範囲は、林道の中心線から両側に 100m 程度）
- ④. 工 期：R5. 10. 25～R6. 3. 8（135 日間）
- ⑤. 業 務 内 容：くくりわなによる捕獲
捕獲前（1 週間）、捕獲中（2 週間）、捕獲後（1 週間）
に自動撮影カメラでヤクシカの撮影頻度を調査
- ⑥. 従 事 者 数：2 名 1 班体制
- ⑦. 処 分 方 法：自家消費、食肉加工施設への引き渡し、埋設のいずれかとする。
- ⑧. 目 標 頭 数：40 頭
- ⑨. 捕 獲 頭 数：13 頭（令和 6 年 1 月 19 日現在）

(3) 事業位置

実施区域		位置図
①	湯泊林道地区 ：約 10km	